

# 生徒心得

北広島高等学校の生徒であることを誇りとし、よき校風を創造するよう努力しよう。そのために、先生と生徒、生徒同士の信頼と協力関係を深め、本校生としての自覚と責任を持って秩序ある生活をしよう。

## 1 礼儀について

礼儀は社会生活にとって大切な作法であることを自覚し、父母・教職員・来客にはもちろんのこと、生徒同士や授業・集会等においても礼を欠かさないように努めるとともに、正しい言葉遣いにも心がけよう。

## 2 学習について

学習は自己の目標を達成できるよう、計画的・意欲的に取り組もう。

## 3 服装について

服装は清潔・端正にするよう心がけよう。

## 4 保健衛生について

自己の健康管理に努めよう。

## 5 公共物について

校舎及び施設設備は丁寧に扱うよう心がけよう。

## 6 交通安全について

交通ルールを守り、自他の生命の安全に努めよう。

## 「生徒心得」の具体的内容

### 1 服装について

- ・登下校時及び校内においては指定の制服を着用し、校章のバッジはブレザーの左襟に付けること。
- ・ブレザー内に着用できるのは、指定ニットベスト・ニットセーター(以下、指定ニット類という)のみとする。
- ・儀式的行事(入学式・卒業式・記念式典)の他、特に指定した行事においては正装とする。

#### (1) 男子制服

- ① **【正 装】** 本校指定のスーツ、及び男子用ネクタイを着用する。ワイシャツは白無地の角衿とし、襟の極端なものは着用しない。
- ② **【通常時】** 正装に準じるが、指定ニット類の着用を認める。登下校時は指定ブレザー着用とするが、校内では脱ぐことを認める。
- ③ **【夏季略装(6月1日～9月30日)】**
  - (ア) ブレザー・ネクタイを着用しなくてもよい。
  - (イ) ワイシャツ、または半袖開衿シャツか、指定ポロシャツの着用を認める。
  - (ウ) 防寒対策としての指定ニット類の着用を認める。さらに重ね着が必要な場合は指定ブレザーの着用が望ましい。

#### (2) 女子制服

- ① **【正 装】** 本校指定ニットベストを含めた3ピース・スーツ(スラックスを含む)、及び女子用ネクタイを着用する。ワイシャツは白無地の角衿とし、襟の極端なものは着用しない。ストッキングは、黒またはベージュとす

る。

- ② 【通常時】正装に準じるが、指定ニットセーター、ソックスの着用を認める。登下校時は指定ブレザー着用とするが、校内では指定ニット類を着用していれば、脱ぐことを認める。

- ③ 【夏季略装(6月1日～9月30日)】

(ア) ブレザー・ネクタイを着用しなくてもよい。

(イ) ワイシャツ、または半袖開衿シャツか指定ポロシャツの着用を認める。ワイシャツの場合、指定ニット類を着用すること。

(ウ) 防寒対策としての指定ニット類の着用を認める。さらに重ね着が必要な場合は指定ブレザーの着用が望ましい。

- (3) 異 装…特別な事情でやむを得ず異装する場合は、担任に異装届を提出すること。

- (4) 講 習 中…制服着用とする。但し部活動を控えている場合はこの限りではない。

- (5) S H R時…特に指示がない限り、制服で出席すること。

- (6) 更 衣…特に指示がない限り、指定の更衣室を利用すること。

- (7) ニット類…男子の指定ニット類、及び女子の指定ニットセーターの購入は任意とする。

#### 留意事項

- ・スラックスを腰の位置から下げて履かないこと。
- ・スカート丈は膝が見えない程度から、ふくらはぎの中程までとする。
- ・ネクタイは、緩めたり結び目を下げたりして着用しないこと。
- ・ワイシャツの裾は、スラックスやスカートから出さないこと。
- ・集会時にはブレザーを着用すること。(夏季略装期間中を除く)
- ・夏季略装期間中は以下に留意する。
  - (1) ワイシャツ・指定ポロシャツの第1ボタンのみ開けてよい。
  - (2) 指定ポロシャツの裾は、ズボンやスカートの内に入れなくてもよい。

- (8) ソックス

① 男子のソックスは、無地とし華美なものを避けること。

② 女子のソックス及びハイソックスは無地の白・黒・紺・グレー系とする。

- (9) アウター

① 華美なものを避けること。

② 登下校時もアウターをブレザー内に着用することは不可とする。

③ 脱いだアウターは各自のH Rのハンガーに掛けること。

## 2 頭髪等について

- (1) 頭髪は清潔、端正であること。パーマ・脱色・染髪などの加工は禁止する。

- (2) 女子のヘアピン・リボンなどは華美なものを避けること。

#### 留意事項

- ・パーマ、脱色、染色等の加工、ワックス等でパーマのように見える加工も全て禁止。
- ・前 髪・・・・・・・・男女とも目にかからないこと。
- ・男子の横髪・・・・・・・・耳の下端まで。
- ・男子のうしろ髪・・・・襟の下端まで。

### 3 化粧・アクセサリ類について

- (1) 化粧・マニキュアなどは禁止する。
- (2) ピアス・カラーコンタクト・ブローチ・ネックレス・指輪などの装着は禁止する。

### 4 靴等について

- (1) サンドル、ヒールの高い靴、下足ロッカーに入らないロングブーツは禁止する。
- (2) 上靴及び体育用外靴は、本校指定シューズとする。また、靴の踵を潰して履かないこと。
- (3) 靴は下足ロッカー（上段に上靴、下段に外靴）に入れ、ロッカー上に物を置かないこと。

### 5 登下校について

- (1) 8：25までに教室に入っていること。
- (2) 遅刻したときは、職員室で入室許可証の交付を受けてから教室に入ること。授業に遅れた時も同様とする。
- (3) 下校時間は原則として午後7時までとする。
- (4) 登校後は外出を禁止する。ただし、やむを得ない事情があるときは担任の許可を得ること。
- (5) 自転車通学をする場合は、予め自転車保険に加入し自転車通学届を提出すること。自転車には許可ステッカーを貼付し、指定された自転車置き場に置くこと。
- (6) 保護者の承諾なく、他人の自動車等には安易に同乗しないこと。

### 6 校内生活について

- (1) 原則として外部からの電話による生徒の呼び出しはしない。
- (2) 昼食は普通教室でとること。それ以外での食事は原則禁止する。
- (3) 飲み物は歩きながら飲まないこと。
- (4) 廊下の個人ロッカーに現金や貴重品を入れないこと。
- (5) 部活動用のロッカーに入れられる物は、部活動で使用する物に限る。また、部活動の用具を教室・更衣室に放置しないこと。
- (6) 所持品について
  - ① 学校管理下においては、身分証明書を常に携帯すること。紛失した場合はすぐに担任に申し出ること。
  - ② 自分の物には全て記名し、自己管理を徹底すること。
  - ③ 学校生活に必要な物以外の物は学校に持ち込まないこと。(ゲーム、漫画、雑誌、化粧品、ヘアアイロン等)
  - ④ 貴重品及び金銭は常時携行し管理には十分に気を付けること。携行できない場合は担任、関係の先生に保管を依頼し、教室や更衣室に絶対に放置しないこと。
  - ⑤ 金銭、及び安易な物品・教科書類の貸借はしないこと。

⑥ 金銭・物品等を紛失、または拾得した場合は直ちに担任等へ届け出ること。

⑦ 傘は自分のクラスの傘立てに入れること。

(7) デバイス(スマートフォン・タブレット等)の利用について

① 教育活動(授業・部局活動・進路関係・旅行的行事)で使用する場合は教職員の管理下とする。

② 生徒会行事で使用する場合、その都度執行部や教職員の指示に従うこと。

③ 緊急事態(災害・交通障害・事故等)時に、校内から保護者への緊急連絡する場合は、教職員の指揮下とする。

④ 上記以外は、校門に入って出るまで電源を切って鞆の中で保管する。許可があった場面以外に、カメラの使用、通信・操作や画面チェック、許可のない充電、トイレへの持ち込みは禁ずる。私用と区別がつかない紛らわしい取り扱いはしないこと。

⑤ 管理は自己責任とし、紛失や盗難に備え、位置検索機能等の設定が望ましい。

⑥ 登下校時、歩きながらまたは自転車運転中の使用を禁止する。

⑦ SNS等に個人情報の掲載や個人・団体の誹謗中傷など不適切な投稿をしないこと。

(8) 校内でのポスター等の掲示、印刷物等の配布及び集会については事前に許可を得ること。

7 校外生活について

(1) 外出の際は身分証明書を常に携帯すること。

(2) 外出・外泊について

① 外出は22:00までとする。

② 外泊は禁止する。ただし、保護者間で承諾している場合はこの限りではない。

(3) 出入り禁止場所について

未成年の出入りを禁止する場所、及び酒を主として提供する店等、高校生として相応しくない場所への出入りを禁止する。

(4) 下宿について

① 下宿する場合は、下宿届を提出すること。

② 下宿先は、原則として北広島市内とする。

(5) アルバイトについて

① アルバイトは原則として禁止する。

② 経済的な理由等特別な事情がある場合は、審議のうえ許可することがある。

③ 3年次の進路決定者においても、卒業後の進路に向けた準備期間を十分確保する観点から、家庭学習期間前については原則認めない。家庭学習期間以降については届け出により認める。

(6) 運転免許について

① 運転免許の取得は原則として禁止する。

② 3年次の進路決定者に限り、自動車学校通学は申請により冬季休業中から認める。ただし、本校登校日の通学は認めない。